

第7回「障がい者文化芸術作品展」募集要項

1. 応募資格

飯田市に住所を有する障がいのある方

2. 応募点数

2点以内

3. 出品規格

過去の障がい者文化芸術作品展への出品作品は応募不可とし、令和2年11月以降に作成したものとします。原則、次の規格とします。

(1) 種類

- ① 平面作品（絵画、書道、写真などの作品）
- ② 立体作品（手芸、工芸、オブジェなどの作品）

(2) 素材

原則自由。ただし、危険物、生け花などの水もの作品、プラモデル・ジグソーパズル単体などのオリジナリティに欠ける作品は不可とします。

(3) 額装

平面作品については、額装し裏面に紐を付けるなど展示できる状態にしてください。額に入れられない場合でも、作品に直接紐を付けるなどして、必ず壁にかけられる状態にしてください。

額装されていない場合や額装してあっても展示できない状態の場合は、ピン等で直接壁に打ち付ける場合があります。

(4) 大きさ

- ① 平面作品 額装した大きさで縦・横2辺の合計が200cm以内、総重量20kg以内
- ② 立体作品 幅・奥行・高さの合計が300cm以内、総重量20kg以内

※共同作品に関しては、

- ・平面は縦・横2辺の合計が300cm以内、総重量20kg以内
- ・立体は幅・奥行・高さの合計が600cm以内、総重量20kg以内

※上記の規格以外の作品は審査及び受け入れができない場合があります。

(5) 出品料

無料

4. 出品スケジュール

(1) 出品申込み

【出品申込書（様式第1号）】に必要事項を記入の上、飯田市社会福祉協議会 地域福祉推進係に提出してください。（作品の搬入は別の日となりますのでご注意ください）

○応募締め切り（出品申込書の受付）…10月15日（金）必着（作品の搬入は後日）

(2) 作品搬入

下記の期間内に、破損等を防ぐために作品を必ずクッション性のあるもので梱包し、
出品カード（様式2号）を持参の上、必ず期間内に搬入してください。期間外の受付は致しません。

○搬入期間（作品と出品カードの受付期間）

10月26日（火）13:00から10月29日（金）17:00まで

○搬入場所

飯田市勤労者福祉センター2階 第1・2視聴覚室（飯田市東栄町3108-1）

(3) 作品の返却

下記の期間内に、出品者本人または代理人に作品の返却を行います。入賞作品の返却は、表彰式終了後を予定しています。対象者には別途連絡します。

○返却期間

11月8日（月）9:00から16:00まで（この日のみとなりますのでご注意ください）

○返却場所

飯田市勤労者福祉センター2階 第1・2視聴覚室（飯田市東栄町3108-1）

5. 作品の審査・表彰

出品作品の表彰については、障がい者文化芸術作品展表彰基準を別に定め審査し、表彰式を行います。

6. その他

本作品展に係る留意事項について、出品申込書（様式第1号）の提出をもって、下記5点に同意したものとします。

- (1) 作品の保管については、万全の注意をもって取り扱いますが、故意あるいは重過失があった場合を除き、不可抗力による作品の損傷に対しては、主催者はその責任を負わないものとします。
- (2) 個人情報は、本作品展のみの目的で使用します。
- (3) 主催者側で撮影した出品作品の写真版権は主催者側に帰属し、「作品展」開催後、主催者が障がい者文化芸術支援事業（広告・報告等）に限って使用します。
- (4) 認められた報道機関が撮影した作品の写真・映像、作者の個人情報が新聞・雑誌・関連ホームページに記載、または放映されることがあります。
- (5) 規格外等の理由により、出品を受け付けることができない場合があります。

7. 問合せ先

〒395-0024 飯田市東栄町3108-1

飯田市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉推進係

TEL : 0265-53-3182 FAX : 0265-53-3183 E-mail : is027@iidashakyo.or.jp